SBI 証券の約款・規程集 新旧対照表(2024年8月31日)

(下線部分変更箇所)

新(改定後) 旧(改定前) (2024年8月) (2023年10月)

第4章 保護預り約款

(単元未満株(S株)に係る集約処理)

第7条の2 当社が提供する国内株式積立サービス に申込みをされたお客様の保護預り証券のうち、 同一の銘柄で複数回にわたり当社にお預けいただいている単元未満株(S株)(株式の発行者が株式分割等を行った場合のお客様口座への追加お預け分を含む)について、当社所定の方法によりその預り明細を集約するため、お客様の特定口座/一般口座から、特定口座又は一般口座の別及びその同一性を保ったまま、お客様ご自身の特定口座/一般口座に振替を行います。

第6章 外国証券取引口座約款

第3節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は 私募の取扱い

(外国証券に関する権利の処理)

第 17 条 当社の保管機関に保管された外国証券の 権利の処理については、次の各号に定めるところ によります。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4)前号の規定により割り当てられる株式に源泉 徴収税が課せられる場合には、当該規定にかか わらず、お客様が特に要請した場合を除きすべ て売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規 定に準じて処理します。<u>ただし、別に定める場</u> 合にはこの限りではありません。

 $(5)\sim(7)$ (略)

第5節 雑則

(個人データ等の第三者提供に関する同意)

第 46 条 お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意する

第4章 保護預り約款

(新設)

第6章 外国証券取引口座約款

第3節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は 私募の取扱い

(外国証券に関する権利の処理)

第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の 権利の処理については、次の各号に定めるところ によります。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4)前号の規定により割り当てられる株式に源泉 徴収税が課せられる場合には、当該規定にかか わらず、お客様が特に要請した場合を除きすべ て売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規 定に準じて処理します。

 $(5)\sim(7)$ (略)

第5節 雑則

(個人データ等の第三者提供に関する同意)

第 46 条 お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意する

ものとします。

 $(1)\sim(2)$ (略)

(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に 係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その 他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取 引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基 づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使も しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又 は広報活動等を行う上で必要となる統計データ の作成を行う場合

当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関<u>又はこれらの者から当</u>該手続に係る委任を受けた者

(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関<u>又はこれらの者から当該</u>手続に係る委任を受けた者

2 (略)

ものとします。

 $(1)\sim(2)$ (略)

(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に 係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その 他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取 引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基 づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使も しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又 は広報活動等を行う上で必要となる統計データ の作成を行う場合

当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当 該預託証券に表示される権利に係る外国証券の 発行者もしくは保管機関

(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国 証券業者又は保管機関

2 (略)

以上